

2026年(令和8年)度第41回定期総会

(会長挨拶)

本日、会員の皆様第41回定期総会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

那覇軍用地等地主会は、現状1,903名の会員で組織されておりまして、その設立は1972年(昭和47年)7月1日であり、沖縄の本土復帰の年になります。

那覇港湾施設(那覇軍港)の歴史的経緯(時系列)

1. 1945年(昭和20年)米軍の沖縄上陸以来、対日講和条約の発効する1952年(昭和27年)まで、米軍はハーグ陸戦法規(戦時国際法)に基づいて軍用地の使用権原を得て占有・使用。
2. 1952年(昭和27年)4月28日、サンフランシスコ講和条約発効日本主権国家となるも、沖縄県は米軍施政権下の占有・統治
3. 1972年(昭和47年)5月15日沖縄の本土復帰(戦後27年間の米国施政権下)沖縄の施政権が日本に返還され日本国憲法下に入る。
4. 1974年(昭和49年)第15回日米安全保障協議委員会
那覇港湾施設(那覇軍港)移設地条件付全面返還の合意
5. 1996年(平成8年)日米合同委員会、日米特別行動委員会(SACO)合意から2026年(令和8年)で30年を迎えますが、沖縄県を取り巻く安全保障が厳しく推移する中、那覇港湾施設を含む各基地の返還時期は現在不透明となり大幅な遅れが生じて来ております。

これまでの歴史的経緯を踏まえ、本地主会は那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地利用計画を那覇市当局と共同で具体的に進めて共同検討型の体制を構築致します。

2026年(令和8年)から2027年(令和9年)に那覇市が立ち上げる「那覇市軍用跡地利用審議会」と「(仮称)跡地利用計画策定委員会」の2機関に本地主会は地権者代表として理事数名が委員として参画致します。

本会は、自らの跡地利用計画を「那覇軍港跡地利用将来ビジョン検討委員会(地主会内部勉強会)」でこれまでの成果及び新規の討議を経て、理事会承認の下、正式な跡地利用計画として那覇市への提案・調整を行い「統一計画案」に向けて活動致します。

本会の「跡地利用計画(案)」は地権者目線で、地権者の財産権を第一義として取り組みます。

那覇市当局とは、2024年(令和6年)から那覇港湾施設(那覇軍港)跡地利用に向けた合意形成活動及び情報の共有を再開致しております。

具体的な項目として①「那覇市米軍那覇港湾施設跡地利用計画の再整備について」②「GW2050PROJECTS 推進について」③「内閣府 2025 年度沖縄関係予算の概算要求 2,820 億円」等の情報共有の会合を行っております。

次に、本地主会員への情報提供(広報活動)として、本地主会はホームページの開設により、重要事項等をお知らせ致しております。

那覇市当局は、那覇港湾施設(那覇軍港)の地権者に対し「がじゃんびら通信」を 2006 年(平成 18 年)11 月第 1 号発行から 2026 年(令和 8 年)2 月の第 33 号まで約 20 年間に亘り情報提供を行って来ており、発行にあたって当時の翁長雄志那覇市長の挨拶の中で「跡地対策の取組みは何よりも地権者等地主会と行政の連携や共通認識が重要です。」と述べられ地権者と市の情報の共有手段として「がじゃんびら通信」が担っている事を指摘されております。

地権者(会員)への広報(情報提供)は本地主会、那覇市当局とも重要な事と認識し、今後も尚一層励んで参ります。

次に那覇軍用地等地主会は持続的な発展を期する事で、社会的な義務を果たす組織として体制を整え行政等との交渉や共同での事業を推進していく事に対応する事で、今後社会的規模の拡大や社会的信用と永続的な組織として、法律に基づいた今以上の組織の運営を行う事が求められます。

本地主会は、その事を踏まえ 2027 年(令和 9 年)迄に法人化に移行する事を検討し、実行(実現)致します。

以上、本年度の活動方針として会員の皆様への報告と致します。

私達、全役員及び事務局は諸問題の適正な解決に向けて精励致します。

引き続き会員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2026 年(令和 8 年)5 月 30 日

那覇軍用地等地主会
会長 宮里 進